

広告物景観形成地区の変更について

広告物景観形成地区の変更（案）

宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第3条の2第1項の規定による広告物景観形成地区を変更し、同条第2項の規定による当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を変更したので、同条例第12条の規定により、次のとおり告示し、平成25年1月1日から適用する。

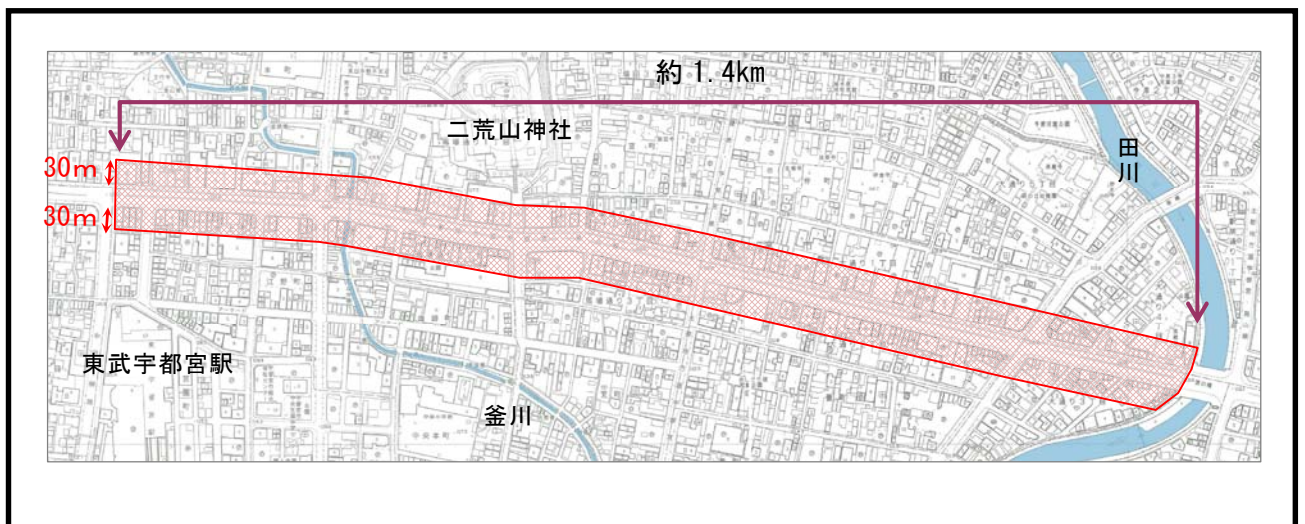
1 広告物景観形成地区の名称

大通り地区

2 広告物景観形成地区の対象区域

宇都宮市池上町，泉町，本町，馬場通り1～4丁目，大通り1～4丁目の各一部（約13ha）

（国道119号から宮の橋までの大通り沿道で、道路境界から両側30mの範囲。ただし、建築物が30mの境界線上にある場合は、建築物の1/2以上が含まれる建築物を対象とする。）



適用区域



3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準

(1) 基本方針

大通り地区は、北関東最大の50万都市を誇る宇都宮市の中心であり、日光連山から連なる八幡山丘陵の先端に位置し、宇都宮発祥の地である二荒の杜とともに深い歴史を紡ぎながら栄えてきた本市を代表する重要な地区である。

大通りは、江戸時代の町割りにより奥州街道として形成され、明治以降の直線化や拡幅、日本鉄道（現JR）と東武鉄道の両駅の配置等により交通の要衝として発展し、現在は、都心部の二核二軸構造の東西都心軸を担い、商業施設や業務施設等が集積するとともに、様々なイベントや祭りの舞台として、多くの市民や来訪者が訪れる本市の顔となっている。

今後、ネットワーク型コンパクトシティへの都市構造の転換を進める中で、大通り地区は都心拠点の中心として多様な都市機能の集積と高度な土地利用を図りながら、本市のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観の創出を図り、次世代に継承する快適で質の高い高次な都市空間を形成するため、「広告物景観形成地区」として指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

ア 基本目標

宇都宮のメインストリートにふさわしい風格と魅力ある景観に配慮した広告景観の形成を図る。

イ 基本的考え方

大通り地区は、多くの人々が集う場であることから、歩いて楽しい魅力ある街並みを形成するとともに、宇都宮の顔としての落ち着いた風格ある街並みを形成するため、歩行者に近い建築物低層階にある屋外広告物では、個性を活かしたデザインの誘導を行いまちの賑わいを創出し、大通りの見通し景観や中遠景を形成する建築物中高層階の屋外広告物では、色彩などについて適切な規制を行い、洗練された質の高いデザインの誘導を行いまちの風格を創出する。

(2) 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、別表に定める基準によるものとする。

(3) 経過措置

この基本方針及び基準の施行の際、現に大通り地区において宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、これらを変更し、又は改造するときまでは、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。

別表

種類	区分	
	基準	全域
屋上広告物		表示してはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。 (1) 表示内容が文字又は記号で、かつ、地色が白又は建築物と調和する色彩で単色である場合 (2) 高さ、表示面積及び位置が第3種許可地域の基準を満たす場合
壁面広告物 (2階以下の部分を除く。)	表示内容	文字又は記号
	意匠	箱文字又は切文字。ただし、地色が白又は建築物と調和する色彩で単色である場合については、この限りでない。
	表示面積	宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する第3種許可地域の基準を準用する。
	位置	宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する第3種許可地域の基準を準用する。
突出広告物 (袖看板) (2階以下の部分を除く。)		表示してはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。 (1) 表示内容が文字又は記号で、かつ、地色が白又は建築物と調和する色彩で単色である場合 (2) 高さ、表示面積及び出幅が第3種許可地域の基準を満たす場合
上記以外の広告物		宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する第3種許可地域の基準を準用する。
上記広告物に関する共通事項 (2階以下の部分を除く。)	色彩	(1) 表示面の下地の色は、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度とすること。 ア R, YR又はYの場合 彩度8以下 イ G, GY, P, PB又はRPの場合 彩度6以下 ウ B又はBGの場合 彩度4以下 (2) 表示面の下地以外の色は、過度に多くの色を使用しないこと。
	照明等	過度に点滅する照明を使用しないこと。

備考 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5平方メートル以内である場合には、この表の基準は適用しない。